

暮らしと自治 くまもと

2022年10月号

第192号(通巻255号)

NPO法人 くまもと地域自治体研究所
 熊本市中央区神水1-30-7 コモン神水
 TEL & FAX 096-383-3531
<http://k-jitiken.blogspot.com/>
 メール : km-tjk@topaz.ocn.ne.jp

第26回清流川辺川現地調査(2022年9月3~4日) 支流災害と森林保全～ダム公害と国の良心の欠如

1997年から25年にわたって開催してきた現地調査は今回で26回目です。

2020年7月4日の水害を受けて熊本県と国交省は、22年4月4日に流水型ダム建設を推し進める計画を発表しました。どのように水害が起きて人命や財産が失われたのか、被災した現地を調査して対策を考える現地調査と相良村総合体育館での集会が開かれ、両日、ZOOM参加も含めて合計117名の参加がありました。（報告 杉本 由美子）



【基調報告】 ダムによらない球磨川水系の 水害防止対策を勝ち取るために

熊本県立大学名誉教授 中島 熙八郎

2008年蒲島知事は、川辺川は宝の山だからダムはつくりないという白紙撤回を表明しましたが、2022年川辺川ダム建設に異存はありませんという政策転換を表明しました。この間、私たちは何度も反対意見や抗議をしましたが、国交省は話をしようともしません。これは彼らに正当性がないため、まともに話をしたら負けてしまうからだと思います。そのような政府の態度の中、もう一度ダム建設を止めるにはどうしたらいいのかというこ

とが大きな課題です。前回は、尺鮎裁判、川辺川利水訴訟等の闘いで、当事者はじめ県民や全国の支援者の協力で勝利、そのことが県知事の「白紙撤回」・国交大臣の「中止発言」を引き出すことができました。

しかし、今回そのような動きは見られないなかでの流水型川辺川ダム計画を押しとどめるには、2020年7月4日の球磨川流域豪雨災害の被災者自身の体験と調査によって明らかになった災害の実態を広め、国交省の「ダムありき」は虚構であることを多くの人に知ってもらうことが必要です。

ダム推進派にとって不都合な真実

国交省は「ダムがあったら人吉市街の浸水は6割程度低減できた」として、ダム建設を進めようとしています。しかし、被災者は自らの体験や調



☆
 もくじ
 ☆

第26回清流川辺川現地調査 (2022年9月3~4日)	
支流災害と森林保全～ダム公害と国の良心の欠如	杉本 由美子 1
第26回清流川辺川現地調査初日の見学風景報告	花田 淳 4
日本経済の土台を破壊するインボイス制度	荒尾 寿味雄 5
化学物質過敏症に関する現状と、これからの地域社会	今村 良 9
読者のひろば	杉本 瞳花・戸田 敏 11
コラム 肥後の散歩道 (北岡秀郎) ・イベント・注目の書籍紹介	
・編集後記	12

查から、次のことを導き出しました。

- ①20年7月4日の水害は、中流域から豪雨になり、川辺川ダム予定地付近の2つの吊り橋は流されず、そこではそれほどの流量ではなかった。
 - ②人吉市街地や下流域の災害は球磨川本川ではなく支流の流木や土石流が原因で氾濫した。流木や土石流は森林の皆伐地の放置など森林の荒廃に起因する。
 - ③市房ダムは寸前で緊急放流を免れたが、それまでに洪水調節容量を確保するために事前放流を行っており、それが球磨川本川の水位を押し上げていた。
 - ④相良村内、くまがわ鉄道第4橋梁の合流点に積まれていた大量の材木や流木が流れを堰き止め、その水圧に耐えられず大規模な鉄砲水となって市街地や下流域を襲った。
 - ⑤瀬戸石ダムの存在が堆砂によるバックウォーターで神瀬の被害を拡大し、水位と流速を高め被害を拡大した。
 - ⑥八代市坂本町は、昭和20年頃まで河原であった場所が工場廃棄物等で埋め立てられることと、輪中堤の建設により川幅が狭められ、コンクリート護岸で流速が早くなつた。
 - ⑦「ダムによらない治水を究極まで追求する」と言いながら、「ダムありき」の水位を基準としたため、堤防かさ上げや内水排水ポンプ設置等の対策が不十分で、多くの被害や犠牲者を出した。
- これらの事実は国交省や県にとっては「不都合な真実」であり、検証委員会では取り上げていません。なぜならばダムはいらなくなってしまうからです。

流域住民の願いは山・川・海の自然を保全し、共に安心・安全に暮らすこと

球磨川・川辺川流域の被災者、住民による事実の解明を共有した闘い、鬼怒川水害訴訟（地裁で勝訴）、倉敷市真備町、愛媛県肘川の野村ダム水害訴訟、鳥坂ダムの反対運動、千曲川水害の運動など全国に広がっている運動とも連携して、当事者として国交省の「ダムありき」の路線を変え、山・川・海を住民の手に取り戻していくかなければならないと思います。

【講演】 球磨林業の歴史と現状 ～流域治水の議論に向けた森林問題の共有化

九州大学大学院農学研究院 佐藤 宣子

球磨地域の森林資源の特徴

熊本県球磨地域の土地面積に占める森林面積の割合は81.5%と非常に高く、流域治水を考える上で森林の状況を知ることは重要です。球磨地域の森林の特徴は、スギやヒノキなどの人工林比率は66%で、全国平均の40.7%、県平均60.8%より高い。民有林に限定すると69.2%とさらに高くなり、多くは45~60年生で利用段階を迎えています。全国ではなかなか伐採が進まない中でも球磨川水系は伐採が活発でしたが、その後植えられていない地域が多いので、2000年代前半に球磨村の調査をしました。住民によると、林業は重要産業であるということ、木材価格が安くても賃金が安いのと機械化が進んでコストを重視した荒い伐採が広まっているということで、非常に危機感を持ちました。どうして大規模な皆伐が起きるのかを調べてみると、企業がやっているんですね。住民所有の土地面積は小さい所が多いんです。

江戸初期から藩の政策で造林が奨励されて木材収入が重要になりました。明治期から土地の持分権が売却され、地元にいない所有者が多かった。明治期末、1950年代60年代、2000年代以降に所有権が移行していました。さらに近年、伐採方法の変化と鹿による食害が流域の環境に大きな影響を与えてると思います。それは保水力に重要な土壌流出に影響して土砂災害という状況をもたらしていると思われます。

2000年代以降の伐採活動の特徴

熊本県全体の素材生産量は、2002年70万m³だったのが、2018年には100万m³を超えてます。この半分が球磨川水系から排出していると思われますので、約50万m³ぐらいが毎年伐採されていると考えていいと思います。2000年代になって急速に普及した高性能林業機械を利用するようになったため、搬出しやすいように集材路を広くし縦横にして、しかも1度しか使わないので粗雑で、環境面から非常に危惧されます。寺本行芳氏の調査によると、2002年には年生産土砂量が約980m³/km²・年であったのが伐採後5年には年平均で16,960m³/km²・年と約17倍に増加、さらに路網の幅4mで

は3mの19~26倍も多いことが指摘されています。土砂の流出は土壤が有する森林保水力を低下させ、河川への土砂供給を増大させることにもつながります。2010年以降、木材が外材から国産にシフトし、国は再造林を推進していますが、約20年間は土壤緊縛力が弱いままで。流出量が増えるとともに崩壊の危険も高まるということです。

災害に強い林業のあり方と流域治水

あまりにひどい伐採のやり方なので、行政でも取り組みがされています。2022年4月には県は「森林所有者および林業者のための林地保全に配慮した林業のガイドライン」をつくりました。集落に近い所や急傾斜地では皆伐せずに間伐程度にするとか、崩壊発生源を避けた伐採や道づくり、危険な所については機械伐採を行わないことや、皆伐後の適切な植栽などをガイドラインでは推奨しています。自主的な取り組みであります。球磨川流域においても森林保全しながら林業振興していく鍵になると考えています。

もう一つ思うのは、球磨川流域では農家林家が少なくて、ほかの地域では自伐林家と言って自分の山を小規模に伐採していくという人たちがいます。自伐型林業と言われますけれども、間伐で林業をしていくという若い人たちが増えています。特徴は、大型の機械は1セット揃えるのに6,000万7,000万円かかりますけれども、そういった機械を使わずに道幅も1.5mにするなど土砂流出をしないような様々な工夫をしながら林業をしていくという方法で、四万十川流域など全国10数か所で行われています。四万十川を守りたいという若者たちが行っています。私自身はこの自伐型林業に期待をしています。

【講演】
「川辺川ダムに異議あり」
～知事！最初に整備する川を
間違えていませんか

熊本大学非常勤講師（地方自治法）
 田中 信孝

堤防越水場所の変化と氾濫する川の順番

私は人吉市駒井田町で1965年から3度の水害被害を受けましたが、これまで直近の山田川右岸の南側から水が来たものでした。しかし、今回の熊本豪雨は北側から水が押し寄せてきました。今回は多量の雨が長時間にわたり降り続いたために

甚大な被害が起きたわけですが、人吉市街地で発生した洪水被害は、1965年以来今回の水害も含めてすべて支流山田川が氾濫した結果です。人吉盆地を北から南へ流れる球磨川支流の川辺川、万江川、また南から北へ流れる免田川、胸川、鳩胸川でも最初は球磨川本川からの濁流水ではなく、支流吐き出し口付近の濁流が、それぞれの支流の堤防の越水から始まっています。実際にはいかに支流氾濫を緩和するかが重要な課題です。

知事は球磨川流域全体を見据えた治山治水対策をなぜ図らないのか

平成20年に私は白紙撤回を求めるために、全国各地のダムの視察を行いました。いろいろなダムを見てきましたが、島根県益田市に益田川ダムという穴あきダムがあります。上游下流の人たちに「穴あきダムができるどう変わりましたか」とお尋ねしましたら、皆さん異口同音に「淵が埋まりました」と、土砂で埋まったんです。益田川も鮎が有名でしたが、鮎が獲れなくなりましたと。知事は自然を壊さずに流域の安全を守るためにと言っていますが、必ず自然破壊が起こります。

豪雨によって起こる水害は、まず山の沢の崩壊や山地の土砂崩れが発生し、それらの流木や土砂が流れ出し水路や内水があふれ、小河川、中河川そして最後に本川周辺となります。被害を軽減するためには、支流上流の山の荒廃を防ぐ治山対策が重要ですが、水害検証委員会や治水協議会は、山地の荒廃や支流の治水についての対策は論じられていません。そして知事はダム建設に「異存なし」と発言しています。川辺川ダムより山田川河川整備計画を図るのが先ではないのか、それを議論することなく計画された安易な区画整理事業では人心は離れ、町は荒廃してしまいます。

山林、河川、治水、土木、防災の専門家だけでなく、水産、気象、環境、都市、建築等々の専門家と住民とで協議会を立ち上げ、球磨川流域と一体となった町づくりを進めていくうではありませんか。『我、ふるさとの自然と営みを愛す』

集会は以上3名の講演のあと、被災住民3名による被害の実態から「ダムはいらない」という趣旨の発言があり、最後に「流水型川辺川ダム計画の中止と住民の望む山林の保全、ダムによらない河川整備の実現を勝ち取るまで闘い続ける」という宣言文を採択し閉会しました。なお、県にはすでに意見書を提出していますが、人吉市、八代市、相良村には9月5日この宣言文を提出しました。

第26回清流川辺川現地調査初日の見学風景報告

7・4球磨川流域豪雨災害被災者・賛同者の会 花田 淳

雨も止み、曇り空で日差しもなく、絶好の見学日和である。総勢30数名が8台の車に分乗しての出発だ。

最初は、球磨川・川辺川の合流地点である。この直ぐ上流の河川敷には数万本の材木が置かれていたという。増水により流れ出した材木はくまがわ鉄道第四橋梁に詰まり、川は瞬く間に両岸を溢れ出していった。そして、午前9時半を過ぎた頃、濃霧の中、ドドドーンとけたたましい音を聞いた地元の人々は信じられないことが起きたと悟ったと言う。鉄橋は橋脚ごと跡形もなく流れてしまっていた。

次に球磨村渡の千寿園跡地で、横を流れる支流小川郷の越水で館内にまで水が押し寄せたと言う。その後水嵩が急激に増え、平屋造りの会議室のみが二階で狭い階段を車椅子ごと三人一組での移動だった。全員の救出には間に合わなかったとのことだ。ホールの天井近くで浮いたまでの呼吸は想像を絶するものだと。



千寿園跡地

3か所目は瀬戸石ダムだ。増水で両岸の道路は冠水し、堰が持たないと判断。水門を全開にして



瀬戸石ダム

避難したという。大量の流木等は、水面の底を何倍もの勢いで下流へ押し流されて行ったようだ。下流の護岸の損傷が特に激しいものとなった。

4か所目は球磨村神瀬である。ここも支流の川内川の氾濫と土砂災害だったという。少し上流の集落では、お年寄りの一人住まい、急激な水嵩で怖くなり、家からの脱出は無理だったようだ。3名の方が亡くなつた。



球磨村神瀬

最後に人吉市内へ戻り、山田川と鬼木川の合流地点を見学した。近くに事務所のある葬儀所の社長は、早朝5時過ぎからの越水を確認している。合流点は川幅61メートル、そこには染戸橋があり、その横に肥薩線の鉄橋もある。そして下流100メートル内にまた橋があり、この間に川幅は31メートルと半分になっており、ここから線路伝いに越水した水が超高速で人吉駅へと流れていた。過去に無かつたことという。裏が線路になる氏事務所も裏からとそして東側からと一気に渦流が襲って来ており、人吉の水没は、山田川の越水が原因で、その後に球磨川の越水が拍車を掛けたものであると言い切られている。その球磨川は、新町の鉄橋を超えた水が五日町から九日町へと津波状態で、3メートル前後の水が一気に町中を襲ったと人々に聞いている。西へ行くほど低くなつており、町は湖と化した訳だ。この現地調査でも、どこも川辺川の影響によるものではないと言っている。



人吉市山田川沿い

日本経済の土台を破壊するインボイス制度

荒尾 寿味雄（理事・消費税廃止熊本県各界連絡会世話人・税理士）

2023年10月1日から消費税にインボイス制度（適格請求書保存方式）が導入されます。

消費税は、課税売上金額1,000万円超の事業者（課税事業者）が申告して納税します。現在は、課税売上金額に含まれる消費税相当額（10%）から、仕入等に含まれる消費税相当額（10%）を差し引いて納税する「帳簿方式」で行われています。インボイス制度になりますと、税務署から付与された「登録番号」を記載した請求書・領収書を保存していなければ仕入税額を控除できない仕組みとなります。インボイス制度が導入されるとどういうことになるのか、小規模事業者、消費者の視点で捉えてみたいと思います。

【小規模事業者の視点】

一 増税無しの徴税強化

1 免税事業者 1者から15万4,000円！

年間の課税売上が1,000万円以下の小規模な事業者には、消費税の納税が免除されています（免税事業者）。政府はインボイス制度の導入で、513万者の免税事業者のうち161万者が課税事業者に転換し、その1事業者当たりが負担する消費税額が15万4,000円、総額2,480億円の消費税が増収になると試算しています（2019年2月26日衆院財務金融委員会で 日本共産党・宮本徹議員への回答）。

年間売上高5,500千円、粗利1,540千円という想定でのこの試算をもとに国保料（税）や介護保険料、国民年金保険料、所得税や住民税を納めると残りは91万円余りとなり、月7万6,000円程ではとて

フリーランス（東京豊島区在住、40才、独身）の場合

売上高	5,500,000	①*
粗利	① × 粗利率 28%②*	1,540,000 ③*
消費税	10%	154,000 ④*
申告所得	(③-④)	1,386,000 ⑤
所得税	26,600	
住民税	62,200	
国保-介護保険料	183,600	
国民年金保険料	199,320	
税金等合計	471,720 ⑥	
税引き後所得（⑤-⑥）	914,280	
月額	76,190	
(* = 財務省試算)		

も健康で文化的な生活などできません。このことは税率の変更（増税）なしでの徴税強化そのもので、弱い者いじめの税制という他ありません。

（この項=しんぶん赤旗2022.3.10／消費税廃止各界連絡会事務局長・中山眞さんに聞く「負担増強いるインボイス制度 世論広げれば中止できる」による）

2 免税事業者淘汰、日本経済の土台を破壊

現行の制度の下では、免税事業者であれフリーランスであれなんの制約もなく自由な経済活動ができます。ところがインボイス制度が導入されると、取引の相手（買い手側）からインボイスの請求があれば交付しなければならず、これができないと「あなたとの取引は出来ません」ということになりかねません。そうなった場合〈免税事業者のまま〉でいくのか〈登録事業者になる〉のか選択を迫られることとなります。上述では、免税事業者513万者のうち161万者が課税事業者に転換する試算を紹介しましたが、これによると免税事業者の約70%・352万者は〈免税事業者のまま〉を選択することから、その後の事業継続が困難になることは想像に難くありません。ヨーロッパ諸国でみたときに、生き残った免税業者は「免税の放棄」をして課税事業者を選択した事業者で、課税事業者を選択しなかった〈免税事業者のまま〉のほとんどは淘汰されました。上記で示した例に見た場合でも、課税事業者となったとしても生活費を賄うことも出来ない状況では、事業の継続も覚束ないことになります。インボイス制度導入は「免税事業者を減らすため」が主目的ではないとはいえ、深謀遠慮が伺われるところです。そうなった場合、身近な足元の商店や事業所、職人さんたちの姿が消え、日常の生活の土台が崩れてしまうことにつながります。

3 直接被害者は1千万者にも！

インボイス制度により消費税の課税事業者に登録を迫られる免税事業者は、1千万者にも上るとみられます（表①）。これらの免税事業者は親会社・取引先から、課税事業者になって正規のインボイスを発行するように圧力をかけられることになります。

所得税の申告が不要とされる者でも、原稿料や

講演料などを受ける場合や、住宅以外の家賃収入のある者(不動産所得者)、自動販売機の手数料や太陽光発電収入のある者など、一般の給与所得者や年金生活者等へもインボイスが追いかけてくる場合があります。

表① 推定される免税事業者数 (法人=万社、個人=万人)

区分	内訳等	総数	内課税事業者	内免税事業者
法人		281	204	77
個人	自由業系フリーワーカー	308	113	195
	副業系すきまワーカー	439	0	439
	副業系ハラレルワーカー	373	0	373
合計		1,401	315	1,084

*「月刊公平税制 第440号(2022.4.15発行)に依る。」

【消費者の視点】

二 「軽減税率」の申し子

2019年10月1日に10%税率に増税されたことと関連して、従来の8%税率を据え置く「軽減税率」が導入され、これまでの単一税率から複数税率となりました。

インボイス制度は、安倍政権時代の2016(平成28)年度の税制改正で導入が決定され、2021年4月1日から開始予定でした。その後消費税の増税が延期されたことに伴いインボイス開始も2023年10月に延期されました。

1 インボイス制度導入の目的は?

インボイス制度は、「軽減税率とセット」で、「取引の正確な消費税率と消費税額を把握する」ために導入されるものです。「軽減税率」が設けられたために「インボイス」が必要になった訳です。

インボイス制度について一般には、①益税問題の解消のため ②免税事業者を減らすため、あるいは③諸外国が導入しているからなどと言われています。しかし

①そもそも消費税に益税は存在しない(注2)し、②免税事業者の制度は、小規模事業者の事務負担を軽減するためのものでインボイスと関わるものではありません(注3)。

③消費税(付加価値税)のある諸外国は、標準税率と軽減税率との差が10%以上と大きく、大半が2段階以上の軽減税率となっています。日本の税率の差は僅か2%で比較にならず、軽減税率の名に値しないものです。また、インボイス制度のない現在、現行の複数税率の下、2年半以上適正な消費税申告が行われており、必ずしもインボイス制度が必須という状況ではなく導

入の理由は破綻しています。

2 名ばかりの「軽減税率」

そもそも「軽減税率」はどのようなことで設けられたのでしょうか?

消費税が10%に増税されるに際して、収入に占める割合の大きい食費に係る消費税を従来の8%に据え置くことで負担を和らげようと、増税による低所得者負担を軽減するために設けられました。でも本当に軽減税率で負担が減っているのでしょうか?

総務省発表の2021年家計調査により試算すると、軽減税率による負担の減少額は1,157円となります。2%の「軽減」で負担が軽減されていると本当に言えるのでしょうか?

- ①全ての世帯の1か月間の支出 235,000円
- ②内食糧費支出額 62,500円 (税込)
- ③軽減税率による負担減の額 1,157円 (62,500/1.08×2%)

3 「軽減税率」を廃止すればインボイス制度は必要ない!?

「軽減税率とセットでインボイス制度が導入」されたことを前提に話を進めると、そこからごく単純に「軽減税率を廃止すればインボイス制度は必要ない」との結論に到達します。インボイス制度の目的は、税率が複数=10%と8%になったことで、取引の正確な消費税率と、消費税額を把握することですから、税率を一つ=単一税率にすればインボイスは必要ないことになります。話の流れから「軽減税率を廃止すれば…」と言いましたが、単一税率の選択肢は、軽減税率の8%を廃止して10%とするのか、10%UP前の8%に戻すのか、あるいはそのほかの税率にするのか一議論・検討が必要です。「軽減税率を廃止すれば…」の誘導に引っかかるないように注意が必要です。

三 待ち構える増税

1 インボイスの“狙い”

インボイス制度導入の究極の狙いは、次の2点が指摘されるところです。

- ①消費税率をヨーロッパ並みの20%まで引き上げるため。
- ②本来直接税である消費税を間接税らしく見せかけるため。

①については、さらなる税率引き上げの環境整備としてインボイス制度を定着させ、インボイスをもとに消費税を計算する仕組みへと変えることによって、ヨーロッパ並みの税率に引き上げることが可能であり必要一というのが国の考え方です。

またそのことが財界の要請に応えることにもなるのです。

②売上を基に算定する消費税は間接税の実態を伴っていない、直接税であるという論拠から来るところです。従来の請求書(インボイス)に「税率ごとに区分記載する」「端数処理は1枚のインボイスの税率ごとの区分に対して実施する」「インボイス発行事業者の名前と登録番号を記載する」の要件を加えて、消費税計算をインボイスを基に行う仕組みにしました。

2 日本を変質させた消費税 拍車をかけるインボイス

大平内閣時の1979年1月、「一般消費税導入」を閣議決定したものの政権崩壊し断念、中曾根内閣が1987年2月「売上税法案」を提出したがこれも廃案に追い込まれ、竹下内閣になった1988年12月、ほとんど審議されないまま「消費税法」が成立し、10年余の難産の末1989年4月1日に消費税が“誕生”しました。当初から欠陥税法の烙印が押されて様々綻びを繕いながら年を重ね、次第に悪法ぶりが顕わになってきました。バブル崩壊の時期と重なって“誕生”し、日本経済の足を引っ張り、経済社会のみならず日本社会の有様に有形無形の影響=悪影響を及ぼし、変質させてきた歴史があります。“誕生”から30年を経て2桁10%税率となって、インボイス制度の導入は、課税の精緻と引き換えに、中小事業者に大きな悪影響と混乱を及ぼすことになります。更に、税制が必要以上に商取引に介入することになります。これまでたどってきた悪法の歩みに拍車をかけるに止ま

らず、今後想定されるさらなる税率の引き上げ(増税)、税の使途の歪みー反国民・福祉的なーの拡大という側面のみならず、小規模事業者の淘汰・弱者切り捨てー地域社会(コミュニティ)の崩壊、弱肉強食の格差社会の拡大強化へつながり、日本経済と社会の有様を一層変質・変貌させることになりかねません。

3 30年余かけて3%から10%へ

消費税は、1989年4月1日に3%税率で“誕生”しました。その後1997年4月に5%へ、安倍政権下で2014年4月に8%へ、更に2019年10月から10%へと、“誕生”から30年半の歳月をかけて3.3倍に増税されてきました。消費税導入当初採られた負担の軽減・緩和措置は段階的に廃止または縮小されて、小さく生まれた消費税がその後の税率UPと共に日本の税収の中核を占め、いまや所得税や法人税を追い抜き税収トップの座を占めるほどに大きく“成長”しています。このような増税の歴史を背景にして、次なるステップとして用意されているのがインボイス制度であると言うことができます。

＜表②国税収入構成比の推移＞

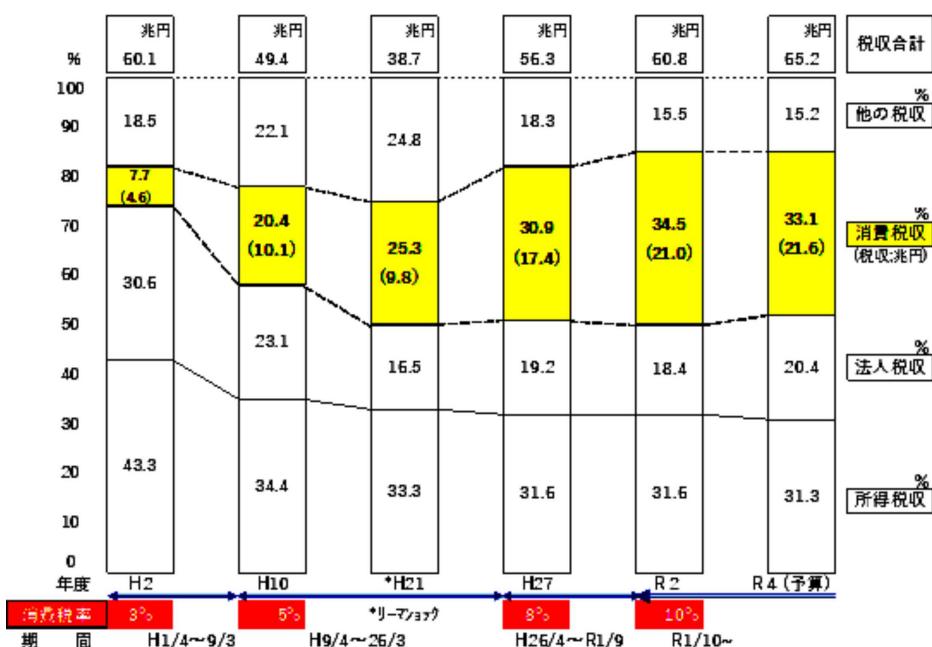
【地方自治体】 地方議会の意見書が急増

インボイス制度に対し、地方議会から国(財務省)への意見書提出が今年に入って急増しています。2021年に97件だったのが、今年は7月末の段階で423件も出されています。地方議会での意見書の採択は加速しています。今年に入ってからの累計の推移をみると3月末には145件、5月末に

は175件だったものが7月末には423件と、2か月間で248件も増えました。今まで消費税納税義務のなかつた年間課税売上高1,000万円以下の事業者も、課税事業者になるか取引を断られるかなどの選択が迫られることがあります。地方経済に大きな影響を与えるもので、導入の延期や中止を求める意見書がさらに増えることも考えられます。(この項 しんぶん赤旗2022/8/27号(3)による。計数は田村貴昭衆院議員(日本共産党)の要求により集計・提示されたもの)

表②

国税収入構成比の推移(一般会計)



(注1) 売電事業に関して電力需給調整力取引所は6月9日、「インボイス制度に関する取扱について」で「需給調整市場においても、適格請求書発行事業者の登録を取引会員資格要件として定める」「2023.4.1以降の新規申し込み=登録番号の提出を求める。既取引会員には別途周知する。(要旨)」旨を公表しています。

(注2) 「消費税に益税は存在しない」

平成2年3月26日東京地裁は次のように「消費税は対価の一部」と判示して、「預り金」でも「預り金的」でもないことを明らかにしました。「消費税=対価の一部」とすることで「益税」が発生する余地も根拠もなくなりました。11月26日大阪地裁でも同様の判決がされました。

『…消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が、当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者との関係において負うものではない』〔確定判決〕（下線=筆者）

(注3) 「免税事業者の制度は、小規模事業者の事務負担を軽減するためのもの」

現行の法令においては、納税者が無条件で課税標準から差し引くことの出来る一定の金額や中小事業者や少額な収入に対する対応が各税制に用意されています。所得税や住民税、相続税や贈与税の基礎控除、年金収入の400万円以下や20万円以下のサラリーマンの副業収入に対する申告不要制度、家内労働者の必要経費の特例、中小法人の軽減税率などです。これらは納税者の税負担の軽減とともに納税者・行政にとって事務負担の軽減・簡素化の効果をもたらすものです。

消費税の納税義務は免除されても、所得計算においては所得の一部となって課税されることとなります。消費税の事業者免税点制度も基礎控除と同様なものであり悪者扱いするのはもっての外です。

補 【インボイス・インボイス制度とは】

〔インボイス〕 invoice=デジタル大辞泉他

- 「送り状」を意味する英語。販売した商品やサービスの品名・数量・金額などの明細を記載した書類。売り手が買い手に発行するもので、送り状・請求書・納品書などの役割を果たす。

②消費税に複数の税率を導入している国の多くで採用されている請求書の形式。適用税率や税額の記載を義務付けたもので、納税額の計算が容易に行える利点がある。

③日本型ではこれを「適格請求書」と呼ぶ。(筆者)

〔インボイス方式(制度)〕

=国税庁ホームページ他から

①「課税事業者」が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。複数税率が導入されている欧州各国で採用されている。

②日本型インボイス制度

《適格請求書(インボイス)》 現行の「区分記載請求書」に、「登録番号」「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータ。

*インボイスが発行できるのは、「登録事業者」に限られる。

《売り手側》 売り手である「登録事業者」は、買い手である取引相手から求められたときは、インボイスを交付しなければならない。また交付したインボイスの写しを保存しておく必要がある。

*「登録事業者」になるには、2023年3月31日までに「登録事業者(課税事業者)になる」旨の申請を行い、「登録番号(課税事業者番号)」の交付を受ける。現在課税事業者であっても〈登録申請〉しなければ「登録事業者」にはならない。

《買い手側》 仕入税額控除を受けるために、取引相手(売り手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要。

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

株○○御中 11月分 131,200円 ××年11月30日 登録番号T012345…

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計		120,000円 消費税 11,200円
8%対象		40,000円 消費税 3,200円
10%対象		80,000円 消費税 8,000円

*軽減税率対象

国税庁HPより

化学物質過敏症に関する現状と、 これから地域社会

化学物質過敏症患者会くまもとCSの会 共同代表 今村 良

■化学物質過敏症とその患者が直面している現状

「化学物質過敏症」(Chemical Sensitivity)という病名を耳にされたことはあるでしょうか?

この病気は何かの化学物質に大量に曝露したり、または微量でも繰り返し曝露した後に発症すると言われています。化学物質への感受性は個人差があり、同じ環境にいても発症する人としない人がいます。

反応する物質は芳香剤、煙草、洗剤、柔軟剤、新聞や雑誌のインク、農薬、殺虫剤、消毒剤、衣類の防虫剤、建材、接着剤、ワックス、野焼き、道路工事のアスファルトなど、その他にも身の回りの多くのものに対し、極微量であっても細心の注意を払う生活になってしまいます。

発症する症状は頭痛、めまい、目鼻喉の痛み、関節痛、倦怠感、呼吸困難、動悸、不眠、集中力低下、記憶力低下、神経障害、その他多岐にわたり、一般的な日常生活を送ることが極めて困難となります。

また年齢や性別に関係なく誰でも発症する可能性があり、それまで普通に暮らしていた環境である日急に体調不良を訴えるようになる方もいます。

近年では、合成香料を含む商品の過剰使用による健康被害も増えており、いわゆる「香害(こうがい)」としてメディアに取り上げられることも増えました。

従来は化学物質過敏症の発症要因として、新築やリフォーム時の建材、農薬、殺虫剤などが代表的な要因として上がっていましたが、近年ではこれら合成香料を含む商品が発症要因となる事例が新たに増えています。

このような発症要因の変化・多様化は、患者の暮らしをさらに困難にする構造を作り出します。

例えば新築住宅の入居後に、もしくは殺虫剤の使用後に体調が悪くなつたとなると、これは「いつごろ」「何がきっかけで」「どんな症状が出たか」という発症要因が、本人にも周囲にも理解しやすく、その原因となる物質を回避したり具体的な対策をとることも可能です。

しかし日常的に使用される様々な香料入り商品は、まさに私たちの生活に当然のように浸透しており、また使用量の増加とともに嗅覚も順化していき、それが発症要因であることを理解するのは

本人も周囲にとっても困難となります。

また新築住宅や殺虫剤が使用された場所というのは一般的には「限定的な場所」であり、そこから回避することは可能です。しかし多くの方が日常的に使用している香料入り商品は広く生活に溶け込んでいるために「限定的な場所」ではなく「広く点在する場所」となるため、患者が回避することが非常に困難になります。

「学校・職場での香料で体調が悪くなる」「近所から香料が漂ってきて換気ができない」

「買い物、電車、飲食店、どこに行っても、何をしてても香料が漂ってきて逃げ場がない」

という相談も実際に増えています。

さらに柔軟剤などの合成香料入り商品や香水などは嗜好品としての側面もあるため、その使用を控えてもらうことをお願いすることは、患者にとってはハードルが高く心理的負担にもなります。

このように日常生活に蔓延する合成香料、理解しにくい(されにくい)発症要因、広く点在し逃げ場がない状況、当事者の負う心理的負担、これら複数の要素が患者の身体と心を追い詰める構造を作り出しており、いわゆる「香害」と呼ばれ社会問題化しています。

そしてこの「香害」をきっかけとし、化学物質過敏症を発症してしまうと、冒頭で述べたように合成香料だけでなく身の回りのあらゆるものに反応するようになってしまいます。

”香りがある”ことでその存在が判別できる合成香料と違い、化学物質過敏症患者は”香りのない成分”にも反応するようになるため、更に周囲からの共感や理解を得ることが難しくなります。

その結果、患者は周囲との人間関係維持も困難となり、身体だけではなく精神的にも疲弊し孤立しやすい状況に陥ります。

また子どもたちに関していえば、成人に比べ低身長であるため空間の低層に漂う様々な物質を呼吸により取り込みやすいという特徴があります。

具合が悪くても子どもたちは自分の体調不良の原因が何なのか、状況を客観的に捉えその因果関係を周囲に説明することはなかなかできません。そして体調不良の原因が分からぬまま、子どもたちはその空間で発症要因となる物質を体内に取り込み続けることになります。

化学物質過敏症は極微量であっても長期にわた

り原因物質に曝露することで発症することもあります。

幼少期に化学物質過敏症を発症してしまうと、体調不良や学習意欲低下だけでなく通学そのものが困難になり、子どもたちの貴重な幼少時代が壊されてしまう非常に深刻な問題へと発展します。

まずは周囲の大人たちが発症要因やリスクについて知ることが、この問題の回避に繋がると言えます。

■患者会活動とこれからの地域社会

私たちくまもとCSの会は化学物質過敏症の患者会として2015年に発足し、情報共有の場として、また孤立しがちな患者が安心して集える場として、これまで80回以上の交流会を行ってきました。

2016年の熊本地震では県内の多くの患者が被災し、症状のために「避難所に行けない」「救援物資を使うことができない」「家の修理ができない」という現実に直面しました。幸いにも全国各地の患者会や支援者の方々からCS対応物資を送っていただき苦境を乗り切ることができましたが、その時に感じたことは「当事者の努力だけでは限界がある、この病気を広く知つてもらわぬ限り災害時は生き残れない」という危機感と、病気の社会的周知の必要性でした。

震災後、私たちは熊本市男女共同参画センターはあもにいで毎年開催される「はあもにいフェスタ」で化学物質過敏症啓発ブースを例年出展し、慣れないながらも地域の方々にこの病気を知つていただきたいという一心で啓発活動を行ってきました。

2017年には熊本地震復興のシンボルでもある複合施設「熊本城ホール」新築工事に関して、「公共施設における空気質の提案」として、一部の会議室、授乳室、救護室などにCS患者にも配慮した天然系内装材の使用とそれらの空間の運用方法を、有志一同で設計段階から提案させていただきました。

協議を重ねた結果、熊本市はじめ多くの関係者の皆様のご理解とご協力を頂き、有り難いことに全面的に採用され2019年に完成しました。竣工時、新築公共施設の会議室でマスク無しで呼吸ができたときは患者一同「ああ！普通に呼吸ができる！」と感動したことを今も鮮明に覚えています(2020年1月号掲載)。

このような公共施設建設におけるCS患者団体と行政の協同の取り組みは全国初ということで誌面にも取り上げられました。

今は完成し約3年が経ちますが、この会議室の空気は竣工時のまま維持されており、病歴の長い

患者さんも防毒マスクを外して呼吸することができました。

2021年6月には熊本市と熊本県に「化学物質過敏症への理解と生活環境の改善を求める要望書」というタイトルで要望書を提出いたしました(2021年9月号掲載)。

このことで患者が直面している現状に共感いただいた市議や県議の方々と繋がることもでき、議会質問でも取り上げていただき、現在は熊本城ホールでの取り組みを市内県内の公共施設にも広げようという動きも出てきています。

2022年7月には熊本市保健所と連携し、熊本市医師会会報「森都医報」に化学物質過敏症についての周知と当会の活動を掲載していただきました。残念なことに九州には未だ化学物質過敏症の専門医療機関がないため、会報の中で化学物質過敏症患者の診療にご協力いただける医療関係者の皆様への呼び掛けも掲載していただきました。

このように多くの方々のご理解とご協力のもとで、当事者として発信し少しづつ前向きな歩みを進めることが出来ました。

先日、長く健康福祉に携つてこられた方から頂いたメールに「Nothing about us without us (私たち抜きに私たちのことを決めないで)」という言葉がありました。

これは2006年の国連での「障害者の権利に関する条約」策定の過程で、すべての障害当事者の共通の思いを示すスローガンとして用いられてきたもので、私自身も好きな言葉の一つです。

目に見えない化学物質という障害(社会的障壁)によって生きづらくなってしまった化学物質過敏症の当事者が、地域社会や行政と協同し一緒に社会を作っていくことは、このスローガンと重なる部分も大きいと考えます。

患者はかつての炭鉱のカナリアになぞらえ「現代社会のカナリア」と呼ばれることがあります。そんなカナリアが安心して暮らせる環境は、健康な方にとってもより安心で安全な環境と言えます。

そして何より子どもたちの健やかな暮らしとその先の未来を守るためにも、先ずはこの病気についての社会的認知が今後正しく広まることが、誰もがより生きやすいと思える「誰ひとり取り残さない」社会を目指す上でも大切な一要素になるのではないでしょうか。

化学物質過敏症患者会くまもとCSの会

<https://cs-kumamoto.jimdofree.com>

読者のひろば



マネルの国－日本 熊本市 杉本 晓花

国交省が7月に発表したまちづくりがテーマのオンライン講座「令和4年度 都市を創生する公務員アーバニストスクール」の講師25人が全員男性で批判の声が噴出した。国交省は「日程等の都合などから最終的にこのような女性講師がいない形となってしまいました」と公式ツイッターで釈明した。

男性が大部分を占めるパネルをマネル (manel) 、会議をマンファレンス (manference) と言い、脱マネルの動きは世界で広がっている。科学誌『Nature』は、掲載論文の著者と査読者に女性が少な過ぎるなど自らの努力が不十分なことを自覚し、2019年12月上旬、男女同数の論文発表者を目指し、毎年12月末には目標達成に向けた進捗状況のモニタリングと報告を行うとしている (NATUREダイジェスト電子版)。EUでは2016年に「能力を持つ女性の手腕を生かさないのは才能の浪費で経済成長にも打撃を与える」と警鐘を鳴らし、2017年には主要ポストに男女2名ずつを選ぶと決めた (EUMAG電子版)。

人口の半分を占める女性の声があらゆる場面で反映されないということは、社会の損失であることは間違いない。今年のジェンダー・ギャップ指数146カ国中116位の日本では、脱マネルはまだ遠い話なのだろうか。

充実の企画内容が決定!!

第8回くまもと自治体学校

～地域社会の貧困の原因と本来あるべき行政の姿とは

教室1

介護保険問題研究会の22年 その視点・論点とは

介護保険から介護「保障」へと導くための視点・論点を整理する

教室3

「健全な自治体財政」について考える

財政活用ランキング等をもとに各々の自治体をチェックしよう

安倍晋三元首相の「国葬」から考える 熊本市 戸田 敏

いま、「なにか一言を」と尋ねられれば、まず間近に迫った安倍元首相の「国葬」問題ではないでしょうか。この「国葬」問題をめぐっては、マスコミは、岸田政権などその推進派の動きとともに、中止を求める集会や署名、スタンディングなどが全国各地で展開されたいることを報道しています。あわせて、その歴史的な意味合いが論じられています。

戦前の「国葬」は、君主制を支える最高の儀式でした。なぜ安倍元首相を「国葬」にするのか、まずそのことが問われています。安倍元首相は、7年8ヶ月という憲政史上最も長くその座を占めてきましたが、その間にやったことはと言えば、モリ・カケ・桜・旧統一教会問題など政治を私物化し、多くの批判を浴びてきたことは周知の通りです。

岸田文雄首相は、「国葬」当日に各省庁で弔旗の掲揚と黙とうを行うことなどを明らかにしています。しかし、憲法14条は「法の下の平等」を、憲法19条は「思想及び良心の自由」を謳っています。憲法98条は、「この憲法は、国の最高法規である」と定めています。

この際、雰囲気に流されないで、しっかりと考えてみたいものです。

10月23日(日) 13:00~16:30

嘉島町民会館 会議室1・2 / ZOOM

参加費: 800円 (会員500円)

主催: NPO法人くまもと地域自治体研究所

教室2

消費税・インボイス問題

～インボイス制度は実質上の増税策

いよいよ始まるインボイス制度
その影響と取るべき対策とは?

教室4

多様な視点からジェンダーを考える

実際に遭遇した経験や実例から
ジェンダー問題の本質を学ぼう

コラム 肥後の散歩道

北岡 秀郎

(第13回) 公害防止は一人ひとりの心がけ??

久しぶりに水俣病資料館(水俣市立)を訪れた。しばらく前に「リニューアルしました」と館長名で招待されていたのを思い出したからだ。

専門の工芸社が手を入れただけによく整理され、その意味ではリニューアルの成果はあったといってよい。

同時に常時上映されているDVDはいただけない。結論として「環境を守るためにには、私たち一人ひとりが気を付けなければならない」だと「海や工場

排水がきれいになっていることを知らないことから偏見・差別が起きる」などと言うのは、陥りがちではあるが公害の原点ともいわれる水俣で言う事ではない。「子どもたちにも判りやすくした」との説明があつたが、言い訳に聞こえる。

私たち(地域住民や漁民)の心がけが悪かったから水俣病が発生したのではないはずだ。

触れられている「水俣病は解決しているわけではない」と言うフレーズが申し訳なさそうに聞える。公的施設としての制約はあるが、被害者団体とも話し合って作り上げる度量を期待したいものだ。

第57回市町村議会議員研修会 不透明なこれからに対応するための 「ヒント」をつかむ3つの講義

- 10月27日(木)・11月4日(金)・7日(月)
- ZOOM開催
- 内 容
 - <第1講義> 10月27日(木)
予算議会に向けて一決算・予算の読み方、考え方
森 裕之(立命館大学政策科学部教授)
 - <第2講義> 11月4日(金)
とりもどそう、本当の地方自治—自治体を主権者のものに
岡田知弘(京都橘大学教授)
 - <第3講義> 11月7日(月)
届ける福祉 フランスの子育て支援制度
—日本でできることを求めて
安發明子(在仏社会保障・社会福祉研究)

- 受講料
 - 第1講義=15,000円(会員:14,000円)
 - 第2講義= 8,000円(会員: 7,000円)
 - 第3講義= 8,000円(会員: 7,000円)
 - 全講義受講=29,000円(会員:26,000円)
- ※議員に限らず、どなたでも1コマから受講できます。
- お問い合わせ
 - 「自治体研究社 議員研修会係」まで
 - メール: event@jichiken.jp
 - 電 話: 03-3235-5941

〈注目の書籍紹介〉 私たちの地方自治

岡田 知弘(著)
自治体研究社刊 ￥1,430(税込)



地方自治とは「何か」から説き始め、現在、政府が進めている「自治体戦略2040構想」やデジタル化といった地方自治体の改変の狙いや問題点を明らかにします。その一方で、小規模町村や大都市で生まれている自治体を主権者のもとに取り戻す動きがあります。これらの自治体を取り巻く課題を、地方自治の歴史も含めて、わかりやすく解説します。学校や職場、地域での学習の参考書として必携の一冊です。

編集後記

「読者のひろば」で指摘されたマネルの国日本。確かに身の回りでも組織の意思決定の場にはほぼ男性。「女性登用を」と言うは易いが、家庭内での役割分担(負担)も含めて根は深い。10月のくまもと自治体学校での分科会でも議論を深めたい(F)